

質問書に対する回答（令和8年度 J R 古賀駅西口周辺沿道利活用促進業務委託）

質問項目	質問内容	回答
1 募集要項（企画提案書作成における留意事項）について	企画提案書について、枚数や文字サイズ等の制限はありますか。	制限はございませんが、企画提案の趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記載してください。
2 募集要項（企画提案書作成における留意事項）について	企画提案書内に提案者の会社名の記載や業務実績（図表等）を記載することは可能ですか。	可能です。
3 募集要項（ヒアリング審査）について	ヒアリング審査において、JV構成企業や協力事務所の参加は可能でしょうか。	JV構成企業の参加は可能ですが、協力予定企業の参加は不可です。
4 募集要項（ヒアリング審査）について	ヒアリング審査の際に、説明用のパワーポイント等を企画提案書とは別に作成することは可能ですか。	可能です。
5 審査体制について	審査会の審査員構成についてご教示ください。	古賀市役所の関係する課長級以上の4名です。
6 様式第4号、様式第5号に係る業務実績について	基盤整備の設計の実績について、駅周辺の整備構想業務も対象となりますか。	整備構想業務自体は対象になりませんが、概略設計が含まれていれば対象です。
7 参加表明について	JVでの参加や複数事業者との協力による参加に対して何らかの制限はありますか。	各社において参加資格要件を満たす必要があります。なお、実績については、代表企業における実績のみを対象とします。また、役割分担などがわかる組織体制についてわかるものを提出願います。
8 社会実験実施場所について	沿道利活用社会実験は実施場所のすべての場所で実施する必要がありますか。	すべての場所で実施する必要があります。
9 イベントの実施主体と「調整支援」の定義について	仕様書1ページ「（1）②事業者との調整支援」について確認です。本業務におけるイベントの実施主体は古賀市であり、受託者はその「実務的な調整（出店者との交渉等）」を代行・支援するという認識でよろしいでしょうか。また、「支援」の具体的な対象は市役所でしょうか、それとも民間事業者（出店者等）を指すものでしょうか。	ご認識のとおりです。古賀市と民間事業者（出店者等）ともに調整に係る全般的な事務の支援を想定しています。
10 公共空間活用講座の実施タイミングについて	仕様書2ページ「（2）①講座の企画」において、「講座の回数：3回以上」とありますが、この工程の中に、社会実験（イベント）当日をまたぐようなスケジュール（例：事前の作成会議2回+当日の実践1回）や事後の振り返りを含める提案は認められるでしょうか。	問題ございません。
11 講座の開催場所に関する条件について	仕様書に講座の開催場所に関する指定がございましたが、市有施設（市役所会議室等）の無償貸与を想定されていますでしょうか。それとも受託者が民間の場所を確保・手配することを前提とすべきでしょうか。条件や制約があればご教示ください。	基本的には市有施設での無償貸与を想定していますが、必要な機材などについては個別に検討ください。なお、市有施設以外を提案いただいても構いません。